

平成30年度をもって終了し、以降は実施しておりません。

堺市自転車用ヘルメット購入補助事業

建設局 自転車まちづくり推進室

1. 目的

- 自転車乗車中の死亡事故のうち66%が頭部損傷によるもの。
- 一人で自転車に乗り始める小学生や、車を利用せず、自転車を移動手段とする高齢者は、転倒事故の際、自身の身体を支え、頭部を保護する能力が未熟又は衰えている傾向にある。
- 自転車用ヘルメットの購入補助を行うことで、ヘルメットの着用を促進し、死亡事故の削減を図る。

2. 補助の内容

【対象】

市内在住の6歳以上13歳未満の児童とその保護者及び65歳以上の高齢者

※初年度の様子を見て順次対象の拡大を検討

【補助額】

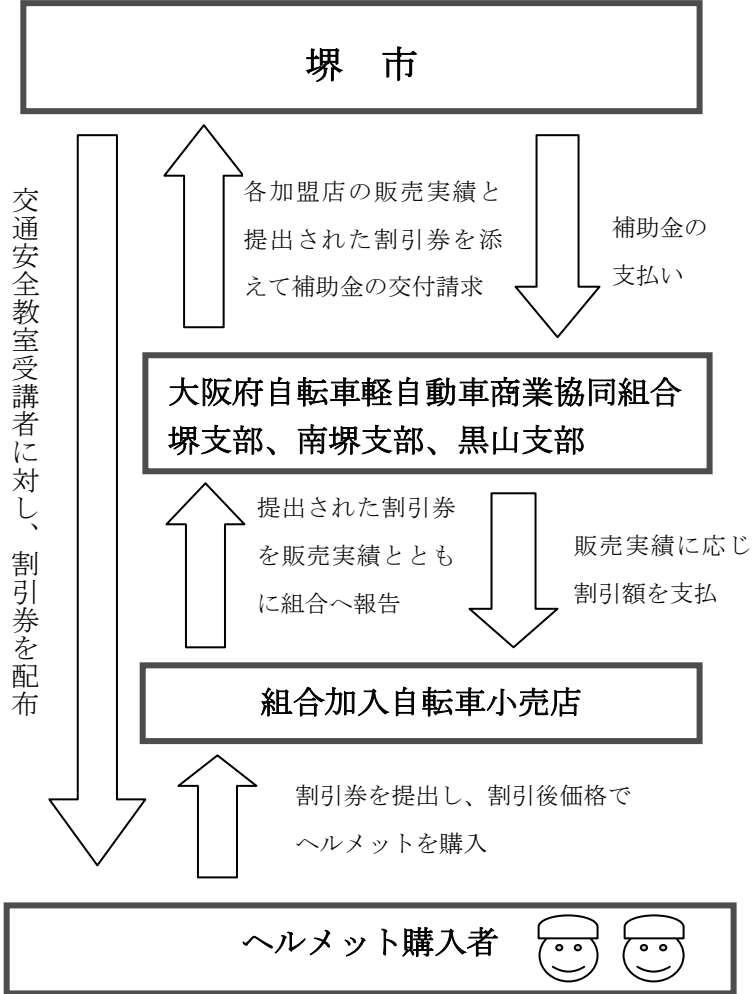
ヘルメットの購入費用の1/2（上限2,000円）

【申請方法】

市が指定する自転車小売店に申請書を持参し、割引価格にてヘルメットを購入する。

割引券については、交通安全教室を受講した者に対して配付するものとする。

3. 補助金交付の仕組み



4. 予算

【割引券配布対象講座及び受講者数】

- 高齢者
年2回、各区で交通安全教室を実施
参加者1回50名×7区×年2回=700名
- 小学生及び保護者
年4回、各区で親子交通安全教室を実施
参加者1回40名(20組)×7区×年4回=1,120名

【補助金額】
2,000円×(700+1,120)名
=3,640,000円

【交通安全教室開催委託金額】
●高齢者
60,000円×14回=840,000円

●小学生及び保護者
75,000円×28回=2,100,000円

【実施期間】
平成27年度より4年間

【根拠】
(仮称)堺市自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱